

株主各位

東京都港区虎ノ門三丁目4番8号
株式会社 じげん
代表取締役 社長執行役員 CEO 平尾 文

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月24日（金曜日）午後7時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご出席いただけない株主様との公平性等を勘案し配布しないこととさせていただいております。

敬 具

【ご来場自粛検討のお願い】

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年同様、簡素化した形式で開催させていただきます。十分な席数をご用意できない可能性もございますので、極力書面等による事前の議決権行使をいただき、ご来場をお控えいただけるようご検討願います。

記

1. 日 時 2022年6月27日（月曜日）午後2時（午後1時受付開始）
2. 場 所 東京都港区東新橋1-1-19 ヤクルト本社ビル
ニッショーホール・会議室
3. 目的事項
(報告事項) 第16期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

(決議事項)

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 資本金の額の減少の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月24日（金曜日）午後7時までには到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2022年6月24日（金曜日）午後7時までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5. 招集にあたっての決定事項

(1) 当社は、以下の①～⑫の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://zigexn.co.jp/ir/>) に掲載しております。法令及び当社定款第16条の定めに基づき、本招集ご通知及び添付書類には、当該事項は記載しておりません。

- ① 事業報告「主要な事業内容」
- ② 事業報告「主要な営業所及び工場並びに使用人の状況」
- ③ 事業報告「主要な借入先及び借入額」
- ④ 事業報告「財産及び損益の状況」
- ⑤ 事業報告「剰余金の配当等の決定に関する方針」
- ⑥ 事業報告「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
- ⑦ 事業報告「責任限定契約の内容の概要」
- ⑧ 事業報告「株式に関する事項」
- ⑨ 事業報告「新株予約権に関する事項」
- ⑩ 事業報告「社外役員に関する事項」
- ⑪ 事業報告「会計監査人に関する事項」
- ⑫ 事業報告「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」

- ⑬ 事業報告「株式会社の支配に関する基本方針」
- ⑭ 連結計算書類「連結持分変動計算書」
- ⑮ 連結計算書類「連結注記表」
- ⑯ 計算書類「貸借対照表」
- ⑰ 計算書類「損益計算書」
- ⑱ 計算書類「株主資本等変動計算書」
- ⑲ 計算書類「個別注記表」
- ⑳ 監査報告書「連結計算書類に係る会計監査報告」
- ㉑ 監査報告書「計算書類に係る会計監査報告」
- ㉒ 監査報告書「監査役会の監査報告」

従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役が監査した事業報告、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類の一部であります。

- (2) 株主総会参考書類及び事業報告、計算書類、連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにて修正後の事項を掲載させていただきます。
- (3) 書面による議決権行使の場合において、議案に対して賛否の表示がされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎ 当日総会ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として委任する場合には限られます。なお、同代理人は、本人の議決権行使書用紙に加え代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- ◎ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により本総会の開催方法等を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://zigexn.co.jp/ir/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ◎ 会場受付付近に、アルコール消毒液を配備いたします（ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます）。
- ◎ 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから7日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ◎ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ◎ 本総会においては、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2022年6月24日（金曜日）午後7時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネット等のご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき株式会社 I C J が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、第二次中期経営計画「Z Core」でも掲げた、サステナビリティの重点項目である「地域社会の創成」への取り組みとして、京都オフィスの設立と、当社初となるプロスポーツチームとして京都を本拠地とした「ZIGEXN UPDATERS. EXE」を立ち上げました。スポーツ振興を通じた京都の地域活性化やスポーツ選手のセカンドキャリア支援、学生を巻き込んだチーム運営など全国の中でも学生が集まる京都で、若者を主役に多方面のステークホルダーと連携した持続可能な活動を実現していくため、スポーツイベントに関連する興行及び商品の取扱いについて事業目的に追加を行うものであります。
- (2) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、定款第13条第2項を追加するものであります。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス等の感染症拡大防止にも資すると考えており、定款規定につき所要の変更を行うものであります。

次回以降開催の株主総会を必ずしもバーチャルオンリー株主総会とするという主旨ではございませんが、不測の事態に対して備えておくという意味でも、この度の定款変更を必要と判断した次第です。

なお、定款第13条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の2022年9月1日の施行に際し、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ・ 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めております。
 - ・ 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けております。

- ・株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除しております。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けております。

- (4) 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月27日

定款変更の効力発生日 2022年6月27日

3. 変更の内容

現行定款及び変更案は、次のとおりであります。

(下線を付した部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(24) (省略)</p> <p>(25) <u>各種イベントの企画及び運営</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(26) <u>前各号に附帯関連する一切の事業</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(24) (現行どおり)</p> <p>(25) <u>各種イベントの企画、運営、興行及び販売</u></p> <p>(26) <u>スポーツ用品、遊戯機器、衣料品、装身具、文具、日用品雑貨、食品、飲料、酒類等の企画、製造、売買及び輸出入</u></p> <p>(27) <u>前各号に附帯関連する一切の事業</u></p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第13条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第13条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p><u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;"><削除></p>
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</p> <p>3 <u>当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として、又は増員により選任された監査役の任期は、前任者又は他の在任監査役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として、又は増員により選任された監査役の任期は、前任者又は他の在任監査役の任期の残存期間と同一とする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p>(附則) <u>現行定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役5名選任の件

当社は、取締役の職務責任をより明確にするため、株主の皆様にご各年度ごとにと取締役の信任をお諮りするため、定款により取締役の任期を1年としており、本総会終結の時をもって、現任の取締役4名は任期満了となります。つきましては、以下の【取締役候補者選定の方針及びプロセス】に基づき、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

なお、薄葉康生氏及び榊淳氏は社外取締役候補者であります。

【取締役候補者選定の方針及びプロセス】

当社は、取締役会が知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、多様性と適正規模を両立して構成されるよう配慮しつつ、性別及び年齢等を問わず、当社グループの持続的な企業価値向上に向けて遺憾なく能力等を発揮できる者を、人格及び識見等を考慮のうえ、取締役候補者として選定しております。

その考え方に基づき、取締役会において候補者を決定しました。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 ※下線は、現在の重要な兼職を指します。 (以下同じ)	所有する当社の 株 式 数
1	ひらお じょう 平尾 丈 (1982年11月25日) 再任	2005年4月 株式会社リクルート(現:株式会社リクルートホールディングス)入社 2006年10月 株式会社ドリコムジェネレーティッドメディア(現:当社)に出向 2007年3月 当社取締役 2008年1月 当社代表取締役社長 2014年10月 株式会社リジョブ取締役(現任) 2018年2月 株式会社アップルワールド取締役 2018年6月 当社代表取締役社長執行役員CEO(現任) 2019年4月 株式会社三光アド取締役(現任) 2019年5月 株式会社BizMo取締役	5,054,000株
取締役在任年数		15年3カ月	
2021年度における取締役会への出席状況		14回/14回(100%)	
[取締役候補者とした理由] 平尾丈氏は、代表取締役として当社グループの成長を牽引し、経営者として十分な実績を有しており、企業理念の実践を通じて、持続的な企業価値の向上に貢献しております。このことから、長期ビジョン実現の牽引者として必要不可欠な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

(注1) 平尾丈氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(注2) 重要な兼職は、いずれも当社子会社の取締役であります。

(注3) 当社は、2022年4月1日~2023年4月1日の期間で、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	あまの たかのり 天野 孝則 (1979年7月25日) 再任	2002年4月 株式会社リクルートスタッフィング入社 2016年7月 当社入社 2016年7月 株式会社ブレイン・ラボ出向 2017年10月 株式会社ブレイン・ラボ代表取締役 2017年10月 <u>株式会社ブレイン・ラボ取締役</u> (現任) 2019年6月 当社経営推進部部长 (現任) 2020年6月 当社執行役員 (現任) 2020年6月 <u>株式会社リジョブ取締役</u> (現任) 2020年9月 P C Hホールディングス株式会社 (現: 株式会社ミラクス) 代表取締役 2020年9月 <u>H I T O W A</u> キャリアサポート株式会社 (現: 株式会社ミラクス) 代表取締役 (現任) 2021年6月 当社取締役 (現任) 2021年9月 <u>株式会社 BizMo</u> 取締役 (現任)	0株
取締役在任年数		1年	
2021年度における取締役会への出席状況		10回/10回 (100%)	
[取締役候補者とした理由] 天野孝則氏は、2016年入社後、当社の経営推進部部长及び執行役員として、また、当社子会社の代表取締役として、当社グループの発展に貢献して参りました。このことから、当社グループが持続的な企業価値向上を目指すに当たり適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

(注1) 天野孝則氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(注2) 重要な兼職は、いずれも当社子会社の代表取締役又は取締役であります。

(注3) 当社は、2022年4月1日～2023年4月1日の期間で、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	波多野 佐知子 (1983年4月14日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	2006年12月 あずさ監査法人（現：有限責任あずさ監査法人）入所 2010年10月 公認会計士登録 2011年6月 ライフネット生命保険株式会社入社 2018年2月 当社入社 2018年10月 当社経営管理部部長（現任） 2020年6月 当社執行役員（現任） 2020年6月 株式会社三光アド取締役（現任） 2020年6月 株式会社ブレイン・ラボ取締役 2020年9月 H I T O W A キャリアサポート株式会社（現：株式会社ミラクス）取締役（現任） 2021年5月 株式会社 I N F O R I C H 社外監査役（現任） 2021年6月 当社取締役（現任） 2021年6月 株式会社アップルワールド取締役（現任） 2021年6月 株式会社 T C V 取締役（現任）	0株
取締役在任年数		1年	
2021年度における取締役会への出席状況		10回／10回（100%）	
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>波多野佐知子氏は、2018年入社後、当社の経営管理部部長及び執行役員として、また、当社子会社の取締役として、当社グループの発展に貢献して参りました。このことから、当社グループが持続的な企業価値向上を目指すに当たり適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

(注1) 波多野佐知子氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(注2) 社外監査役を除く重要な兼職は、いずれも当社子会社の取締役であります。

(注3) 当社は、2022年4月1日～2023年4月1日の期間で、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	うすば やすお 薄葉 康生 (1963年4月7日) 再任 社外 独立役員	1987年4月 株式会社リクルート入社 2002年8月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2006年4月 GEコンシューマー・ファイナンス株式会社(現:新生フィナンシャル株式会社)入社 2008年9月 株式会社リクルート入社 2011年10月 グーグル合同会社入社 チャネルセールス事業本部長 2021年2月 LocationMind株式会社入社 2021年3月 LocationMind株式会社取締役COO(現任) 2021年6月 当社社外取締役(現任)	0株
取締役在任年数		1年	
2021年度における取締役会への出席状況		10回/10回(100%)	
[社外取締役候補者とした理由] 薄葉康生氏は、経営戦略、マーケティング及びセールスに関する豊富な実務経験を有しており、当社においても中立かつ客観的観点から、経営上有益な助言等を得られております。 また、監督的立場である社外役員の職務に適任であると判断し、持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注1) 薄葉康生氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
- (注2) 薄葉康生氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。なお当該「社外役員独立性基準」は、事業報告等のインターネット開示事項及び当社ウェブサイト (<https://zigexn.co.jp/ir/>) 等に掲載されております。
- (注3) 当社は、取締役候補者薄葉康生氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- (注4) 当社は、薄葉康生氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第31条の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
- (注5) 当社は、2022年4月1日～2023年4月1日の期間で、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	さかき じゅん 榊 淳 (1972年7月24日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">独立役員</div>	1997年4月 株式会社第一勧業銀行（現：みずほ銀行）入行 2003年7月 Boston Consulting Group入社 2009年2月 AlixPartners入社 2013年2月 株式会社一休入社 2013年6月 株式会社一休取締役 2014年11月 株式会社一休取締役副社長 2016年2月 株式会社一休代表取締役社長（現任） 2021年4月 ヤフー株式会社執行役員トラベル統括本部長（現任）	0株

[社外取締役候補者とした理由]

榊淳氏は、株式会社一休において取締役副社長、代表取締役社長の立場で中核事業の発展を担い、戦略立案及び遂行の中心として、事業を牽引して参りました。同氏の豊富な経営と実務経験に基づき、当社においても中立かつ客観的観点から、経営上有益な助言等を得られるものと期待しております。

また、監督的立場である社外役員の職務に適任であると判断し、持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。

- (注1) 榊淳氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
- (注2) 榊淳氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。同氏が取締役に就任した場合、独立役員として届出を行う予定です。なお当該「社外役員独立性基準」は、事業報告等のインターネット開示事項及び当社ウェブサイト (<https://zigexn.co.jp/ir/>) 等に掲載されております。
- (注3) 本議案において榊淳氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第31条の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額といたします。
- (注4) 当社は、2022年4月1日～2023年4月1日の期間で、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役として就任した場合、その任期は、当社定款の規定により、前任者又は他の在任監査役の任期の残存期間と同一となります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

【監査役候補者選定の方針及びプロセス】

当社は、企業経営における監査並びに監査役の機能の重要性を踏まえ、性別及び年齢を問わず、企業実務の豊富な経験、又は公認会計士、弁護士、監督行政の経験者等の高い専門性を有する人材を、それぞれの知見・経験のバランスに配慮の上、監査役候補者として選定しております。

その考え方に基づき、株主総会への選任議案提出に関する監査役会の同意を得て、取締役会において監査役候補者を決定しました。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況 ※下線は、現在の重要な兼職を指します。	所有する当社の株式数
すずき まゆみ 鈴木麻弓 (1985年7月12日)	2008年12月 あずさ監査法人(現：有限責任あずさ監査法人)入所 2013年4月 当社入社 2014年11月 ターゲティング株式会社(現：INCL US IVE株式会社)入社 2016年4月 株式会社ブレンド取締役 2021年5月 <u>Number</u> 税理士法人設立社員(現任) 2021年7月 <u>株式会社ブレンド</u> (現任)	0株
新任		

[補欠の監査役候補者とした理由]

鈴木麻弓氏は、税理士としての豊富な経験と会計全般に関する専門的な知見を有しております。その専門的な知見と実務経験を活かし、当社においても持続的な企業価値の向上のため、職務を適切に遂行していただけると判断したため、同氏を新たに補欠の監査役候補者といたしました。

(注1) 鈴木麻弓氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(注2) 当社は、鈴木麻弓氏が監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第41条の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

(注3) 当社は、2022年4月1日～2023年4月1日の期間で、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を、当該保険契約により補填することとしております。候補者が監査役とし

て就任する場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

第4号議案 資本金の額の減少の件

1. 提案の理由

今後の資本政策の柔軟性及び機動性の確保を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、資本準備金に振り替えたいと存じます。

なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はございません。

2. 減少する資本金の額

当社の資本金の額2,526,457,058円のうち、2,426,457,058円を減少し、100,000,000円といたします。

3. 減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額を資本準備金に振り替えるものであります。

4. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年9月15日（予定）

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループの事業は、ライフサービスプラットフォーム事業とその他で構成されております。なお、ライフサービスプラットフォーム事業は、当第1四半期連結累計期間より、ライフメディアプラットフォーム事業より、ライフサービスプラットフォーム事業に名称を変更いたしました。

また、ライフサービスプラットフォーム事業内における、従前の「人材領域」、「不動産領域」、「生活領域」の領域カテゴリーより、主力事業である「Vertical HR」、「Living Tech」と、安定したキャッシュ・フローを生み出す「Life Service」に変更いたしました。

当社グループは、主に中小規模の法人顧客の商流に組み込まれ、安定的な業績貢献が見込まれる「積み上げ型収益」の拡充を、優先的に取り組むべき重要な経営課題と認識して注力しております。「Vertical HR」「Living Tech」「Life Service」の状況は以下のとおりです。

a. Vertical HR

Vertical HRは、株式会社リジョブ（美容、リラクゼーション、介護等の領域に特化した求人情報を提供する媒体『リジョブ』を運営）、株式会社ミラクス（介護・保育分野における人材紹介・派遣事業『ミラクス介護』、『ミラクス保育』等を運営）から構成されております。

株式会社リジョブに関して、掲載事業所数は順調に増加しており、過去最高水準まで伸長いたしました。また、採用率に関しては、サロン利用者の増加に伴い採用ニーズが大きく復調しており、直前四半期と比較しても改善傾向にございます。当事業に係るユーザーサイドにおいては、求職者の動きがやや鈍化傾向にあるものの、顧客の採用ニーズ復調に伴い、採用人数は前年を上回り推移しております。一方で、採用ニーズは未だコロナ禍以前の水準には戻っており、求職者が就職に至るまでの期間の長期化は継続しております。

株式会社ミラクスに関して、介護分野は慢性的な人手不足を背景として、有効求人倍率は他産業と比較して相対的に高水準で推移しており、掲載事業所数は過去最高水準を更新し続けております。ユーザーサイドにおいては、求人応募者数がコロナ禍以前の水準を上回り推移しておりますが、ややボラティリティが高い状況でございます。

b. Living Tech

Living Techは、『賃貸スモッカ』等の不動産に関連するメディアとリフォーム会社比較サイト『リショップナビ』等から構成されております。各事業に係る外部環境は、新型コロナウイルス感染拡大の状況下においても、比較的堅調に推移しております。

『賃貸スモッカ』に関して、クライアントサイドではインターネットメディアへの広告出稿需要は比較的堅調である一方で、ユーザーサイドにおいて、オミクロン株の感染拡大の影響等によって、家探し需要の鈍化及び検索件数の減少が見られました。

リフォーム領域に係るクライアントサイドでは、インターネットメディアへの広告効率重視の姿勢が強まりを見せるも、出稿需要は比較的堅調に推移しております。また、リフォーム事業における加盟会社数も順調に増加しております。ユーザーサイドに関しては、リモートワークの普及や外出自粛期間の長期化を背景とした巣ごもり需要は落ち着きつつあるものの、リノベーション需要は底堅く推移しております。また、光熱費の高騰に伴い、ガス交換需要の高まりが継続しております。

これらの外部環境を踏まえ、適切な投資を行っていくことで、不動産関連事業における事業成長の加速、法人顧客の商流獲得による積み上げ型収益の拡充による企業価値向上を目指します。

c. Life Service

Life Serviceは、主に個人ユーザー向けのフランチャイズ比較サイトである『フランチャイズ比較.net』、結婚相談所比較サイト『結婚相談所比較ネット』等の比較メディア事業、株式会社ブレイン・ラボ（人材紹介会社、人材派遣会社向けの業務システム『キャリアプラス』、『マッチングッド』を運営）、株式会社アップルワールド（海外ホテル予約媒体『アップルワールド』等を運営）等から構成されております。

『フランチャイズ比較.net』に関して、フランチャイズ領域の広告出稿需要及び独立、開業を志向するユーザーの動きは、ともに堅調に推移しております。今後も集客チャネルの多様化を通じたCV数の最大化並びに安定的な収益確保に注力いたします。

株式会社ブレイン・ラボに係るクライアントサイドでは、既存顧客における新規のシステムリプレイス需要がやや落ち着きを見せている一方で、当連結会計年度末にかけて、受注件数は増加いたしました。解約率については、同社が提供しているのが基幹システムということもあり、比較的安定しております。

株式会社アップルワールドに関して、ユーザーサイドにおいては、オミクロン株の感染拡大やそれに伴う外出自粛等があったものの、足元の国内旅行需要

は緩やかな復調傾向にあります。また、海外渡航需要においても、段階的な規制緩和の道筋が見えてきたことから、業務渡航を中心として需要回復の兆しが見られます。クライアントサイドにおいては、旅行代理店は国内旅行需要の取り込みに優先的に取り組んでおります。

その他事業においては、株式会社にじげんを中心に、コンシューマ課金サービス、事業化を検討している新規事業を営んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は15,272百万円（前年同期比21.6%増）、売上総利益は12,779百万円（前年同期比21.9%増）、営業利益は3,314百万円（前年同期は営業損失1,062百万円）、税引前当期利益は3,309百万円（前年同期は税引前当期損失1,069百万円）、親会社の所有者に帰属する当期利益は2,262百万円（前年同期は親会社の所有者に帰属する当期損失1,964百万円）となりました。

（2）資金調達等についての状況

① 資金調達

当事業年度において、新たな資金調達は実施しておりません。

② 設備投資

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は854百万円で、その主なものは次のとおりであります。

社内利用ソフトウェア 815百万円

③ 他の会社の株その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

① ライフサービスプラットフォーム事業の収益拡大

当社グループが取り組むライフサービスプラットフォーム事業は、ユーザーの利便性を向上するとともに、顧客企業へ効果的なマーケティング手法を提案することにより10年以上にわたり顧客・ユーザーの情報を蓄積して参りました。そして、データドリブンでユーザーの行動を促進する、高精度なマッチングテクノロジーを実現させ、多領域で事業を拡大させて参りました。また、M&Aにおいては、発掘・識別力、資金力及び豊富な経営資源を土台に、サービス・事業のCVRや集客チャネルの課題を特定し、マッチングテクノロジーによるマーケティング改善、結果として迅速な業績改善を実現させて参りました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大やそれに伴う経済活動の制限により、人材領域や生活領域旅行分野の顧客においては広告出稿、システム利用の需要が減退し、当該事業において収益が減少しました。一方で、当社グループが営む事業において、堅調に市場拡大している領域も複数あり、DX需要の急速な向上とPMF（プロダクトマーケットフィット）を達成する企業・サービスの業績拡大が見られました。

今後は、多領域で展開するプラットフォームとしての強みを活かし、テールリスクを踏まえた市場における事業の選択と集中、強みの拡張及び顧客基盤の拡大により、当社グループ業績の最適化を図ります。

② 組織体制の強化

当社グループでは事業の拡大を達成するために、企画、エンジニアリング、デザイン、マーケティング、営業、及びコーポレートに関する主要な機能を社内にも有することで、事業運営のノウハウを蓄積し、改善点の発見、仮説想定と検証、行動までの運営の高速化及びM&Aにおける迅速なPMIを行って参りました。今後の成長のためには、更なる組織体制の強化が重要な課題であると認識しております。

当社グループはライフサービスプラットフォーム事業の各サービスが収益基盤となっており、顧客ニーズに即応するサービスの利便性及び機能向上が収益拡大にあたって重要であると認識しています。そのためには、サービス機能を拡大・成長させることができる企画・マネジメント人材と、開発を迅速に行える技術者、並びに高い専門性を有するコーポレート人材の採用が重要と認識しております。また、顧客企業数の増加に伴いきめ細やかな対応を実施するため、営業担当者についても合わせて適時に採用を進めていく必要があります。

これらの課題に対処し、事業及びサービス運営におけるバリューチェーンの内製化をより強化するため、従業員からの紹介制度の充実やソーシャルメディアの利用、正社員以外の人材の活用等、採用方法の多様化を図り、事業規模や社内からの要望に応じた採用を適時に行うとともに、多様化する人材のエンゲ

ージメントを高め、組織体制の整備を進めて参ります。

③ 運営サービス及び自社の認知度向上

当社グループはこれまで、ユーザーの効率的な獲得を図るため、主にサービス構築やインターネット広告運用に係るノウハウを含むマッチングテクノロジーを有効活用して参りました。

一方で、既存のライフサービスプラットフォーム事業の更なる拡大のためには、独自性や便益の訴求による、顧客企業やユーザーへの自社サービスの認知度向上が必要であると考えております。

今後は、主力事業において外部・内部環境を踏まえて、顧客ニーズに即応するサービス機能の継続的な向上を進めるとともに、ブランディング・認知強化のための広告宣伝投資及び営業体制の強化を行うことにより、中長期的な収益拡大を目指します。

④ システムの安定性の確保

当社グループの主要事業であるライフサービスプラットフォーム事業におきましては、主にインターネット上にてサービス提供を行っている関係上、安定した事業運営を行うために、既存事業の拡大や新規事業の立ち上げ等に伴うアクセス数の増加を考慮したサーバー設備の強化、並列処理システムの導入等による負荷分散等が重要になります。

⑤ 情報管理体制の強化

個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図って参ります。

なお、当社は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報管理の徹底を図っております。

⑥ メディアやデバイスの変化への対応

当社グループでは、今後の事業の拡大において、新たなメディアの出現、ユーザーにおけるメディアの活用方法の変化、スマートフォンやタブレットに限らない新たな端末の普及によるインターネット市場のトレンドを常に把握し迅速に対応することが重要になってくると考えております。

そのため今後は、メディアの活用シーンの変化に伴い展開しているサービス上の各種機能の向上及び新たな機能の追加、新たなデバイスにおける専用のユーザーインターフェイスの作成やアプリコンテンツの作成等を実施することで、更なるユーザーの獲得を図っていく方針です。

⑦ 海外市場への展開

当社グループでは、日本市場で蓄積したノウハウを活用して海外市場での展開を図り、サービスの多国展開を達成することが、事業の一層の発展に貢献し得る要素であると考えています。海外関連事業の一環として、主にアフリカ地

域を対象とした中古車輸出メディアを営むほか、開発拠点としてベトナムに子会社を有しております。

今後も、海外事業の立ち上げと拡大・成長の機会を検討して参ります。

⑧ SDGs・ESGへの対応

当社グループでは、株主、ユーザー、従業員、取引先、地域・社会及びそれらの先にある多様なステークホルダーを含めた価値共創に取り組み、長期的には社会的課題を解決する企業へと発展して参ります。

SDGs・ESG活動を推進するため、当事業年度よりサステナビリティ推進室を設置し、持続可能な社会の実現に向け、事業・組織・社会活動を推進しております。

当社グループの成長性、持続性及びステークホルダーの関心度合い等を勘案し、マテリアリティを選定し、DXによる社会・産業のアップデート、環境に配慮した事業活動、多様な人材の活躍や働き甲斐ある環境、地域社会の創生、ステークホルダーとの協働による持続的な発展、ガバナンスの強化や透明性確保、情報セキュリティやコンプライアンス強化等に取り組んで参ります。

(4) 重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社リジョブ	100百万円	100%	ライフサービスプラットフォーム事業 (インターネットメディアサービス等)
株式会社ミラクス	10百万円	100%	ライフサービスプラットフォーム事業 (介護・保育分野等の人材派遣・紹介事業等)
株式会社三光アド	100百万円	100%	ライフサービスプラットフォーム事業 (求人広告の企画・制作・発行及びインターネットメディアサービス等)

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
平尾 丈	代表取締役 社長執行役員 CEO	株式会社リジョブ取締役 株式会社三光アド取締役 ※いずれも当社子会社
天野 孝則	取締役 執行役員	株式会社ミラクス代表取締役 株式会社リジョブ取締役 株式会社ブレイン・ラボ取締役 株式会社BizMo取締役 ※いずれも当社子会社
波多野 佐知子	取締役 執行役員	株式会社ミラクス取締役 株式会社TCV取締役 株式会社三光アド取締役 株式会社アップルワールド取締役 ※上記はいずれも当社子会社 株式会社INFORICH社外監査役
守安 功	取締役	株式会社エディオン取締役
薄葉 康生	取締役	LocationMind株式会社取締役COO
尾上 正二	常勤監査役	株式会社リジョブ監査役 株式会社三光アド監査役 株式会社BizMo監査役 株式会社アップルワールド監査役 株式会社にじげん監査役 株式会社ブレイン・ラボ監査役 ※いずれも当社子会社
宮崎 隆	監査役	長島・大野・常松法律事務所パートナー
和田 健吾	監査役	株式会社エイ・アイ・パートナーズ代表取締役 株式会社エイ・アイ・パートナーズ税務会計事務所代表 アルー株式会社社外監査役

(注1) 取締役守安功氏及び薄葉康生氏は、社外取締役であります。

(注2) 常勤監査役尾上正二氏、監査役宮崎隆氏及び監査役和田健吾氏は、社外監査役であります。

(注3) 常勤監査役尾上正二氏及び監査役和田健吾氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・常勤監査役尾上正二氏は、三井金属鉱業株式会社の財務部に在籍しており長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験があります。
- ・監査役和田健吾氏は、公認会計士の資格を有しております。

(注4) 社外取締役である守安功氏及び薄葉康生氏、社外監査役である尾上正二氏、宮崎隆氏及び和田健吾氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。なお当該「社外役員独立性基準」は、事業報告等のインターネット開示事項及び当社ウェブサイト (<https://zigexn.co.jp/ir/>) 等に掲載されております。

- (注5) 社外取締役である守安功氏及び薄葉康生氏、社外監査役である尾上正二氏及び和田健吾氏は株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として届出し、受理されております。
- (注6) 2022年4月4日をもって、取締役守安功氏は退任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、主に、①取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求された法律上の損害賠償金及び争訟費用、並びに②個人被保険者に対してなされた損害賠償請求により個人被保険者が被った損害を会社が補償する場合等について、当該保険契約により補填することとしております。

当該マネジメントリスクプロテクション保険契約の被保険者は、①の場合、当社及び当社子会社の取締役及び監査役、②の場合、①の被保険者に加え、当社の執行役員、管理監督者及び一般従業員も含まれます。

なお、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2013年6月25日開催の第7期定時株主総会の決議に基づき、取締役に対する報酬の上限額は年額1億円と定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

2018年6月28日開催の第12期定時株主総会の決議に基づき、監査役に対する報酬の上限額は年額5千万円と定めております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会決議に基づき、以下のとおりとしております。

当社において、社外取締役を除く取締役は、他の従業員と同様に職責に応じた等級や職位を付与されています。社外取締役を除く取締役の報酬の決定方針に関しては、それらの等級や職位、業務への関与度合いに応じた報酬水準に加えて、取締役としての経営責任や当社の業績、及び景気動向等を総合的に判断したうえで、固定報酬を取締役会にて審議、決定するものとします。当該固定報酬案の決定は人事評価等を参考に代表取締役に一任されたうえで、固定報酬案に係る取締役会での審議は事前報告と決議のために2回にわたって行います。

社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしており、取締役としての経営責任や当社の業績、及び景気動向等を総合的に判断したうえで、取締役会にて審議、決議するものとします。

基本報酬は、月額固定金銭報酬とし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は設けておりません。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会において決定方針の整合性を含めた多角的な検討を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	44 (10)	44 (10)	-	-	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	14 (14)	14 (14)	-	-	3 (3)

(注) 上記報酬等の額のうち、社外役員6名(社外取締役3名、社外監査役3名)に支払った報酬等の総額は24百万円であります。

連結財政状態計算書

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,897	流動負債	4,627
現金及び現金同等物	8,588	借入金	637
営業債権及びその他の債権	1,950	営業債務及びその他の債務	898
その他の金融資産	11	その他の金融負債	1,338
その他の流動資産	349	未払法人所得税等	449
非流動資産	10,707	引当金	129
有形固定資産	86	リース負債	382
使用権資産	787	その他の流動負債	795
のれん	6,934	非流動負債	2,047
無形資産	1,600	借入金	1,495
その他の金融資産	455	引当金	149
繰延税金資産	843	リース負債	383
その他の非流動資産	3	その他の非流動負債	20
		負債合計	6,675
		(資本の部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	14,929
		資本金	2,552
		資本剰余金	2,542
		利益剰余金	11,224
		自己株式	△1,399
		その他の資本の構成要素	10
		資本合計	14,929
資産合計	21,604	負債及び資本合計	21,604

(注) 百万円未満の端数については四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	15,272
売 上 原 価	△2,493
売 上 総 利 益	12,779
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△9,533
そ の 他 の 収 益	74
そ の 他 の 費 用	△5
営 業 利 益	3,314
金 融 収 益	1
金 融 費 用	△6
税 引 前 当 期 利 益	3,309
法 人 所 得 税 費 用	△1,043
当 期 利 益	2,266
当 期 利 益 の 帰 属 親 会 社 の 所 有 者	2,262
非 支 配 持 分	4

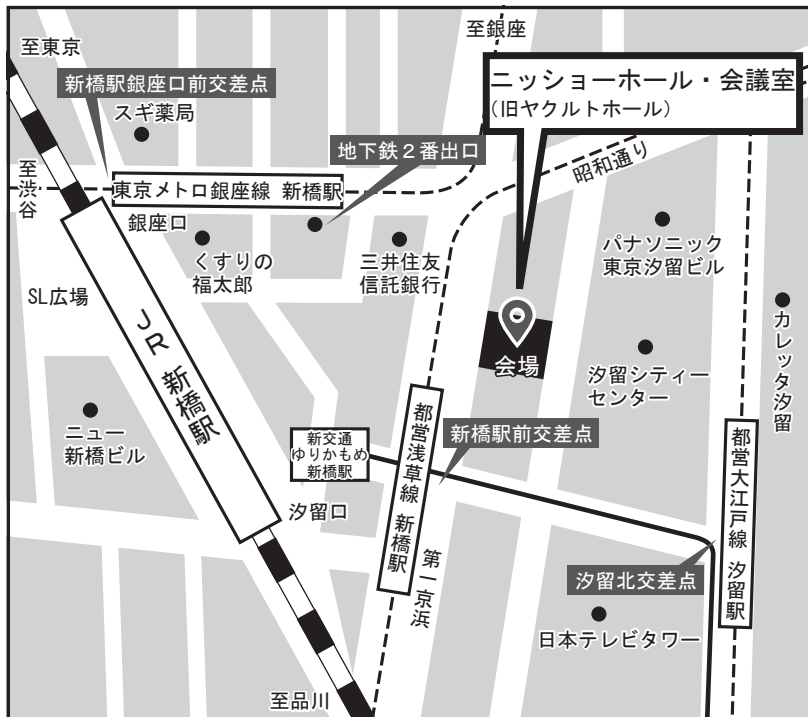
(注) 百万円未満の端数については四捨五入して表示しております。

第16期定時株主総会会場ご案内図

〒105-0021

東京都港区東新橋 1-1-19 ヤクルト本社ビル

ニッショーホール・会議室



《交通アクセス》

JR 新橋駅 「銀座口」より徒歩3分

都営地下鉄浅草線 新橋駅 「汐留1番出口」より徒歩1分

都営地下鉄大江戸線 汐留駅 徒歩5分

東京メトロ銀座線 新橋駅 「2番出口」より徒歩2分

新交通 ゆりかもめ 新橋駅 「1C出口」徒歩3分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年よりも規模を縮小し、簡素化した形式で開催させていただきます。また、株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご出席いただけない株主様との公平性等を勘案し、配布しないこととさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。